

# 熊本県公報

第 1 1 4 5 9 号  
平成 18 年 9 月 22 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 規 則
  - 熊本県水防信号規則の一部を改正する規則……………(河 川 課) 1
- 告 示
  - 指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護)……………(高齢者支援総室) 2
  - " (介護予防通所介護)……………( " ) 2
  - 道路の供用開始……………(道路保全課) 2
  - "……………( " ) 2
- 公 告
  - 公共測量の実施……………(監 理 課) 3
  - 玉名都市計画道路の変更に係る案の縦覧……………(都市計画課) 3
  - 土地改良区役員の退任及び就任……………(農村計画・技術管理課) 3
  - 平成 19 年度自動車税通知書等に係る委託業務入札の落札者の決定……………(税 務 課) 4
- 登 載 依 頼
  - 公示送達……………(用地対策課) 4
  - 熊本県立図書館協議会開催……………(熊本県立図書館) 5
  - 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………(人事委員会) 5
- 正 誤
  - 平成 18 年 9 月 8 日付け熊本県公報第 11454 号中……………(内水面漁場管理委員会) 7

## 規 則

熊本県水防信号規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 18 年 9 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県規則第 60 号

熊本県水防信号規則の一部を改正する規則  
熊本県水防信号規則 (昭和 25 年熊本県規則第 48 号) の一部を次のように改正する。  
第 1 条に見出しとして「(車両の標識)」を付し、同条中「第 11 条」を「第 18 条」に、「車馬」を「車両」に、「別表 (1)」を「別表第 1」に改める。  
第 2 条に見出しとして「(水防信号)」を付し、同条中「第 13 条第 1 項」を「第 20 条第 1 項」に、「別表 (2)」を「別表第 2」に改める。  
別表 (1) 中「別表 (1)」を「別表第 1 (第 1 条関係)」に、「車馬」を「車両」に改める。  
別表 (2) 中「別表 (2)」を「別表第 2 (第 2 条関係)」に、

知事が定めた警戒水位に達したことを知らせるもの
当該水防管理団体の水防団員及び消防機関に属する全員の出勤すべきことを知らせるもの
当該水防管理団体の予め定めた区域内に居住するものが出勤すべきことを知らせるもの
居住者が避難することを知らせるもの

警戒水位に達したことを知らせるもの
水防団員及び消防機関に属する者の全員が出勤すべきことを知らせるもの
水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの
必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

を

に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第 967 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 9 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
愛話園 宇城市松橋町南豊崎 572 番地 5	有限会社癒しの輪	平成 18 年 9 月 13 日

熊本県告示第 968 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 9 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
愛話園 宇城市松橋町南豊崎 572 番地 5	有限会社癒しの輪	平成 18 年 9 月 13 日

熊本県告示第 969 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 9 月 22 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 9 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	小川八代線	八代郡氷川町大野 同所 1997 番 1 地先から 1990 番 1 地先まで	102.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 18 年 9 月 22 日

熊本県告示第 970 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 9 月 22 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 9 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445 号	八代市泉町樫木 同所 80 番 1 地先から 80 番 1 地先まで	168.0	地域連携

2 供用を開始する期日 平成 18 年 9 月 22 日

公 告

熊本県公告第 704 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、芦北町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 18 年 9 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（2 級基準点測量）	平成 18 年 9 月 7 日から 平成 19 年 1 月 29 日まで	葦北郡芦北町田浦地区

熊本県公告第 705 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、玉名市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成 18 年 9 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
玉名都市計画道路 3・4・2 号築地大倉線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
玉名市大字築地字下原、字芝ヶ浦、字今現堂、字萩尾前、字除ヶ口、字修理田、大字岱明町野口字大原、字北尾崎、字上川原、大字中字川原、字田島、字池尻、字寺畑、字内田、字前、大字亀甲字上畑、字東、字長畑、字南岩原、大字繁根木字田ノ淵、字堂ノ後、字北、字横町、字下町、大字高瀬字本町、大字秋丸字上中州、大字大倉字川原の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課、熊本県玉名地域振興局企画調査課、玉名市都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成 18 年 9 月 22 日から平成 18 年 10 月 6 日まで

熊本県公告第 706 号

熊本市寺迫土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 18 年 9 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	原 口 惠 一	熊本市太郎迫町 202 番地
"	野 口 賢 治	熊本市太郎迫町 289 番地
"	北 村 綴	熊本市太郎迫町 470 番地
"	原 田 博 之	熊本市太郎迫町 349 番地
"	原 田 格	熊本市太郎迫町 352 番地
"	内 田 達 喜	熊本市万楽寺町 432 番地
"	田 尻 貞 男	熊本市太郎迫町 598 番地
"	内 田 喜 義	熊本市万楽寺町 237 番地
"	田 尻 眞 二	熊本市万楽寺町 476 番地
"	田 尻 安 孝	熊本市万楽寺町 619 番地
"	奥 村 知 行	熊本市立福寺町 1443 番地
"	福 田 格	熊本市立福寺町 1349 番地
"	坂 本 一 之	熊本市立福寺町 854 番地
"	坂 本 幸 則	熊本市立福寺町 843 番地 2
"	村 上 治 幸	熊本市立福寺町 1328 番地

監事	奥 村 一 朗	熊本市立福寺町 1464 番地
"	内 田 眞	熊本市万楽寺町 836 番地
"	野 口 次 義	熊本市太郎迫町 321 番地
就任		
理事	原 口 正 秋	熊本市太郎迫町 181 番地
"	野 口 賢 治	熊本市太郎迫町 289 番地
"	北 村 富 生	熊本市太郎迫町 471 番地
"	原 田 伴 弘	熊本市太郎迫町 428 番地
"	原 田 格	熊本市太郎迫町 352 番地
"	内 田 浩 一	熊本市万楽寺町 63 番地 1
"	川 田 義 治	熊本市万楽寺町 453 番地
"	内 田 孝 信	熊本市万楽寺町 555 番地
"	内 田 英 次	熊本市万楽寺町 485 番地
"	内 田 弘 之	熊本市万楽寺町 245 番地
"	奥 村 知 行	熊本市立福寺町 1443 番地
"	福 田 格	熊本市立福寺町 1349 番地
"	奥 村 隆 幸	熊本市立福寺町 1452 番地
"	坂 本 幸 則	熊本市立福寺町 843 番地
"	坂 梨 紘 一	熊本市立福寺町 811 番地
監事	内 田 慶 一	熊本市万楽寺町 787 番地
"	北 村 英 治	熊本市太郎迫町 335 番地
"	村 上 一 郎	熊本市立福寺町 1317 番地

**熊本県公告第 707 号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年規則第 51 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示する。

平成 18 年 9 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 委託業務の名称  
平成 19 年度自動車税納税通知書等に係る委託業務
- 2 契約方式  
一般競争入札
- 3 落札者決定日  
平成 18 年 9 月 5 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
熊本県熊本市辛島町 5-1  
トッパン・フォームズ株式会社西日本事業部第二営業本部  
本部長 田 淵 孝
- 5 落札価格  
30,975,000 円（うち消費税及び地方消費税 1,475,000 円）
- 6 入札公告日  
平成 18 年 7 月 19 日
- 7 落札方式  
最低価格
- 8 契約に関する事務を担当する部局の名称  
熊本県総務部税務課管理班（熊本県庁行政棟本館 3 階）  
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-333-2101

登載依頼

**熊本県収用委員会公告第 63 号**

公 示 送 達

熊本県玉名郡南関町大字関町字下長谷 865 番 3 の土地所有者

登記記録表題部所有者欄記載

氏名 戸上サキ  
存否不明

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 66 条第 3 項の規定の趣旨により、上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けて下さい。

記

平成 18 年 9 月 12 日付け熊収第 60 号の 2 の書類（県道大牟田南関線改築工事に係る土地収用案件の更正決定書）

（注意）上記書類を受領しないときは、平成 18 年 10 月 5 日をもって書類の送達があったものとみなされます。

平成 18 年 9 月 22 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

熊本県立図書館協議会公告第 1 号

熊本県立図書館協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成 18 年 9 月 14 日

熊本県立図書館協議会

- 1 開催日時  
平成 18 年 10 月 4 日（水）  
午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所  
熊本市出水二丁目 5-1  
熊本県立図書館 3 階大研修室
- 3 議題  
・熊本県立図書館の運営について  
・熊本県立図書館平成 18 年度主要事業について
- 4 傍聴人の定員  
10 人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の座長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市出水二丁目 5-1  
熊本県立図書館協議会事務局（熊本県立図書館総務課企画広報係）  
（電話 096-384-5000）

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 22 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 39 号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表阿蘇市の項中

市長部局	本庁（会計課を含む。）	課長 審議員 課長補佐
	支所 阿蘇山上事務所	支所長 審議員 次長 所長
	保育所（宮地保育園、内牧保育園及び黒川保育園に限る。）	園長
	老人ホーム 子育て支援セ	園長 所長

	ンター 病院  波野診療所	病院長 事務長 副院長 事務次長 総看護師長 看護師長 薬局長 技師長 事務長
--	------------------------	--

」を

市長部局	本庁（会計課を含む。） 支所 阿蘇山上事務所 保育所 老人ホーム 子育て支援センター 病院  波野診療所	課長 審議員 課長補佐  支所長 審議員 次長 所長  園長 園長 所長  病院長 事務長 副院長 事務次長 総看護師長 看護師長 薬局長 技師長 事務長
------	--	---

」に改め、同

表 植木町の項中

町長部局	本庁（会計課を含む。） 病院  老人ホーム ふれあい文化センター	課長 室長 首席審議員 審議員 総務係長 秘書広報係長 人事係長 財務係長 病院長 副病院長 診療部長 事務局長 総看護師長 看護師長 ホーム長 所長
------	--	--

」を

町長部局	本庁（出納室を含む。）  病院  老人ホーム ふれあい文化センター	課長 室長 首席審議員 審議員 総務課課長補佐（総務、人事及び秘書広報担当の課長補佐に限る。） 企画財政課課長補佐（財政担当の課長補佐に限る。） 総務課班長（総務、人事及び秘書広報担当の班長に限る。） 企画財政課班長（財政担当の班長に限る。） 病院長 副病院長 診療部長 事務局長 総看護師長 看護師長 ホーム長 所長
------	--	--

」に改め、同

表 菊陽町の項中

町長部局	本庁 支所 町民センター 総合交流ターミナル	審議員 課長 支所長 所長 館長
教育委員会	事務局 武蔵ヶ丘コミュニティセンター 中学校 小学校	教育長 審議員 課長 室長 所長  校長 教頭 校長 教頭

」を

町長部局	本庁（会計課を含む。） 支所 町民センター	部長 課長 室長 総務課課長補佐（人事係及び財政係の業務を担当する課長補佐に限る。） 人事係長 財政係長 支所長 所長
教育委員会	事務局 図書館 中学校 小学校	教育長 次長 課長 館長 校長 教頭 校長 教頭
農業委員会事務局		局長

」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成 18 年 9 月 8 日付け熊本県公報第 11454 号の菊池川水系（岩野川）における竿釣り以外の漁法の禁止区域の設定中に誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

ページ	行	正	誤
25	45	岩野川	吉野川

